



埼玉県報

第314号
令和4年(2022年)
5月27日
金曜日

目次

訓令

- 埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（福利課）

告示

- Secure Remote DESKTOP サービス提供業務に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 新型コロナウイルス感染症に関するテレビスポットCMの制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示（広報課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託（商業・サービス産業支援課）
- 令和4年度職業訓練指導員試験の実施（産業人材育成課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道深谷東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二定期健康診断の項対象者の欄中「（イ）満40歳及び満40歳以上」を削り、同表胃検診の項対象者の欄中「満40歳以上の教職員及び希望する」を「満35歳以上の」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
Secure Remote DESKTOPサービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
AGS株式会社 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目3番25号
- 5 契約金額
1,000円（初期費用（ライセンス発行初月のみ））
980円（月額費用）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 契約金額

100,257,630円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
45,508,799円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
新型コロナウイルス感染症に関するテレビスポットCMの制作・放送業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
39,512,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第五百二十四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

令和四年十月十一日から同月十八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

令和四年十月十一日から同月十八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

503,195,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告示

埼玉県告示第五百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

92,796,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

531,157,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告示

埼玉県告示第五百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 栗生田 邦夫	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百三十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

令和四年七月三十日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書（受験票に六十三円分の郵便切手を貼り付けること。）

(2) 履歴書

- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十四円分の郵便切手を貼り付けること。）一通

ロ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
持参	埼玉県産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 令和四年六月六日（月）から七月一日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から五時まで なお持参する前に電話で予約すること。
郵送	郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 令和四年六月六日（月）から七月一日（金）までの消印のあるものを有効とする。なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること。

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者については、試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に貼り付けて納付すること。

七 合格発表

令和四年八月十九日（金）から八月二十五日（木）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門学校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 電話〇四八（八

三〇）四五九八

告示

埼玉県告示第五百三十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―九―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏字深町八百三十番一外三百三筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 六万八千百七十二立方メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 深谷東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市大字石橋字小林一五 八五番一〇地先から 東松山市大字上野本字円光寺 一四一番三地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一六・九三〇二七・一五</p>	<p>一六・四三〇二七・一五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一一二二一・三〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県公営企業告示第二十一号

令和四年四月十九日埼玉県公営企業告示第十一号（埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年五月二十七日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県教委告示第十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年五月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年六月三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和四年六月定例会提出予定案件について

ロ 地方産業教育審議会委員の任命について

ハ その他